

案件 1 地方分権改革の推進に向けた取組について

(1) 第14次地方分権一括法（令和6年6月12日成立、令和6年6月19日公布）での法改正に係るもの

※本表は、本市に影響がある事項について、法ごとに改正概要や施行日、条例改正の要否などをまとめたものである

※法のほかに関係政令・府省令があわせて改正されている

No.	被改正法律	改正概要	権限		施行日	経過措置 期限	条例 改正等	対応状況等	所管部署
			改正前	改正後					
1	母子保健法	里帰り出産等における情報連携の仕組みの構築	—	—	R6.9.19	—	不要	里帰りされた妊産婦からの相談に応じて、市町村間での情報共有を図り、適切に支援を行っている。情報連携の利用については、必要に応じて検討していく。	子ども保健課
2	・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 ・教育職員免許法	幼稚園教諭免許状・保育士資格のいずれか一方のみで幼保連携型認定こども園の保育教諭等となることのできる特例等の期限の延長 (1)令和6年度末まで→令和11年度末まで (2)主幹保育教諭・指導保育教諭は令和8年度末まで延長	—	—	(1)R6.6.19 (2)R9.4.1	—	不要	令和6年度においては、当該改正内容及び資格併有に向けた計画の策定を施設に促していく。 また令和7年度以降においては、当該計画の達成度や課題を確認し、必要に応じた計画の見直し等を促していく。	保育幼稚園指導課
3	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担に関する法律	公立学校施設整備費国庫負担事業の対象となる事業の実施期間の延長(2か年度以内→3か年度以内)	—	—	R7.4.1	—	不要	法令に基づき対応する。	学校安全課
4	建築基準法	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の計画通知に対する審査・検査等に係る指定確認検査機関の活用	—	—	R6.11.1	—	要	高槻市建築基準法施行条例等について法改正により発生した項ずれに対応する改正をしている。	審査指導課
5	公有地の拡大の推進に関する法律	生産緑地法に基づく買取申出のあった土地に係る公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出の不要化	—	—	R6.9.19	—	不要	ホームページに掲載し周知を行った。	アセットマネジメント推進室

第14次地方分権一括法中、本市対象外は以下のとおり

- ・栄養士法
- ・獣医師法
- ・宅地建物取引業法

(2) 個別法令の改正に係るもの

※本表は、本市に影響がある事項について、政令・府省令ごとに改正概要や施行日、条例改正の要否などをまとめたものである

No.	被改正 政令・府省令	改正概要	権限		施行日	経過措置 期限	条例 改正等	対応状況等	所管部署
			改正前	改正後					
1	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則 ・児童福祉法施行規則	指定障害福祉サービス事業者等又は指定障害児通所支援事業者等から指定届出事項変更手続のあった場合の業務管理体制整備届出事項変更手続の不要化	—	—	R6.4.1等	—	不要	高槻市指定障がい福祉サービス事業者等の業務管理体制の整備の届出に関する要綱の改正により対応済。	福祉指導課
2	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則	優良産業廃棄物処理業者認定に係る申請手続について、情報連携システム等を構築していることにより地方税を滞納していないことを確認できる場合の書類提出の不要化	—	—	R5.9.16	—	不要	情報連携システムは構築しておらず、認定事務の件数等を踏まえ、書類提出は従来どおりとしている。	資源循環推進課
3	特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則	特別児童扶養手当関係書類における公印の廃止	—	—	R6.3.26	—	不要	大阪府の様式が変更となり、公印の押印が不要となった。	障がい福祉課
4	特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令	特別児童扶養手当に関する証書の交付に関する事務等の廃止	—	—	R6.7.1	—	要(改正済み)	高槻市福祉事務所長に対する事務委任規則を改正し、証書に関する規定を削除済。	障がい福祉課
5	森林法施行規則	電力送配電施設の保守に係る線下伐採について、伐採及び伐採後の造林の届出の不要化	—	—	R6.1.1	—	不要	伐採及び伐採後の造林の届出は不要としている。	農林緑政課
6	国土利用計画法施行規則	土地売買等の事後届出における地形図の提出の不要化	—	—	R5.7.1	—	不要	地形図の提出は不要としている。	都市づくり推進課

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和6年法律第53号)(第14次地方分権一括法)の概要

内閣府地方分権改革推進室

令和6年6月12日成立
令和6年6月19日公布

基本的考え方

- ◆ 平成26年から、地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入
 - ◆ 「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和5年12月22日閣議決定)を踏まえ、関係法律の整備を行うもの
- ※ 対応方針(抜粋):「法律の改正により措置すべき事項については、所要の一括法案等を令和6年通常国会に提出することを基本とする。」

主な経緯等

平成25年
3月 地方分権改革推進本部(本部長:内閣総理大臣)発足

平成26年
4月 地方分権改革に関する提案募集の実施方針 決定
(以後、第5次～第13次 一括法成立)

令和5年
6月下旬 提案団体からのヒアリング
7月中旬 関係府省からの1次ヒアリング
9月上旬 関係府省からの2次ヒアリング
11月16日 地方分権改革有識者会議「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針案」了承
12月22日 地方分権改革推進本部において、「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」決定
// 同方針を閣議決定

令和6年
3月15日 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」閣議決定
6月12日 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」可決・成立
6月19日 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」
(令和6年法律第53号)公布

法改正事項の概要(8事項9法律)

- ① 里帰り出産等における情報連携の仕組みの構築
(母子保健法)
- ② 幼稚園教諭免許状・保育士資格のいずれか一方のみで幼保連携型認定こども園の保育教諭等となることのできる特例等の期限の延長
(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律、教育職員免許法)
- ③ 公立学校施設整備費国庫負担事業の対象となる事業の実施期間の延長(2か年度以内→3か年度以内)
(義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律)
- ④ 管理栄養士養成施設卒業者に係る管理栄養士国家試験の受験資格としての栄養士免許取得の不要化
(栄養士法)
- ⑤ オンラインによる獣医師の届出に係る都道府県経由事務の廃止
(獣医師法)
- ⑥ 国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の計画通知に対する審査・検査等に係る指定確認検査機関の活用
(建築基準法)
- ⑦ 宅地建物取引業者名簿等の閲覧制度に係る対象書類の見直し
(宅地建物取引業法)
- ⑧ 生産緑地法に基づく買取申出のあった土地に係る公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出の不要化
(公有地の拡大の推進に関する法律)

施行期日

- (1) 令和7年4月1日
- (2) (1)により難しい場合 → (1)以外の個別に定める日